

根室市大規模災害被災地支援及び被災者受入れ支援に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、法令に定めるもののほか、日本国内において大規模な災害に見舞われた地域（以下「被災地」という。）に対し支援を行うとともに、被災地で支援活動を行う市民等を援助することにより、被災地の災害応急対策及び災害復旧並びに市民等の共助意識の高揚に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模な災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害発生により、その地域においてライフラインの断絶、中長期の避難生活など住民生活に大きな影響を及ぼす程度のものをいう。
- (2) 市民等 根室市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。

(支援)

第3条 市長は、被災地からの要請に応じ、次に掲げる支援を行うことができる。この場合において、市長は、特に緊急の必要があると認めるときは、直接に被災地と連絡調整し支援を行うことができる。

- (1) 被災地への物資の供与
- (2) 防災資機材等の供与又は貸与
- (3) 支援活動に従事する職員の派遣
- (4) 義援金の募集と送金
- (5) 被災者への住宅等の提供や生活支援金等の支給
- (6) その他市長が特に必要と認める支援

(費用の負担)

第4条 市は、前条に規定する支援を行った場合は、当該支援に要した費用を負担するものとする。ただし、市長と国、都道府県及び被災地の市町村（以下「市町村等」という。）の長との協議により当該市町村等が負担するものについては、この限りでない。

(市民等の支援活動に対する援助)

第5条 市長は、市民等が被災地（根室市における場合も含む。）において支援活動を行う場合は、自主性を損なわない範囲で次に掲げる援助を行うことができる。

- (1) ボランティア保険の加入支援
- (2) その他市長が特に必要と認める援助

2 前項に規定する援助を受ける者は、あらかじめ、市に登録した者とする。
(公表)

第6条 市長は、この条例による支援を行ったときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。

(被災地支援会議)

第7条 市長は、被災地の支援を円滑に実施するため、被災地支援会議を設置する。

(その他)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、令和6年1月1日から適用する。

(根室市東日本大震災被災地支援に関する条例の廃止)

2 根室市東日本大震災被災地支援に関する条例(平成23年根室市条例第7号)は、廃止する。

(根室市職員給与に関する条例の一部改正)

3 根室市職員給与に関する条例(昭和33年根室市条例第40号)の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「寒冷地手当」の次に「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)」を加える。

第24条の次に次の1条を加える。

(災害派遣手当)

第24条の2 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。))及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8において準用する場合を含む。)及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合には、災害派遣手当を支給する。

2 災害派遣手当の額は、滞在する期間及び施設の利用区分に応じ、別表第6に定める額とする。

3 前2項に定めるもののほか、災害派遣手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6

| 施設の利用区分 本市の区域に滞在する期間 | 公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき) | その他の施設 (1日につき) |
|-------------------------|----------------------------|-------------------|
| 30日以内の期間 | 3,970円 | 6,620円 |
| 30日を超え60日以内の期間 | 3,970円 | 5,870円 |
| 60日を超える期間 | 3,970円 | 5,140円 |

(根室市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

4 根室市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和34年根室市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号を次のように改める。

(10) 災害応急作業等手当

第2条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 災害地派遣手当

第12条から第18条までを次のように改める。

(災害応急作業等従事職員の手当)

第12条 災害応急作業等従事職員の手当は、災害警戒本部又は災害対策本部の動員指令により動員された職員で、巡回監視又は応急作業等に従事する職員にこれを支給する。

2 前項の手当の額は、別表の額とする。

(災害地派遣職員の手当)

第13条 災害地派遣職員の手当は、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、本市の区域以外の地域において、災害応急対策、災害復旧等の支援業務に従事する職員にこれを支給する。

2 前項の手当の額は、別表の額とする。

第14条から第18条まで 削除

第19条中「第10号」を「第12号」に改める。

別表に次のように加える。

| | | | | | | |
|----|-----|---|------|----|------|---------------|
| 10 | 災害応 | 1 | 巡回監視 | 日額 | 710円 | 日没時から日出時までの間に |
|----|-----|---|------|----|------|---------------|

| | | | |
|------------|---------|-----------|--|
| 急作業等従事職員 | 2 応急作業等 | 日額 1,080円 | おいて行われた場合にあっては、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額とする。 |
| 11 災害地派遣職員 | | 日額 3,000円 | |

(根室市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 5 根室市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年根室市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「住居手当」の次に「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）」を加える。

第15条の次に次の1条を加える。

(災害派遣手当)

第15条の2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合には、災害派遣手当を支給する。